

令和7年度島田市観光商品開発支援事業費補助金の概要

1 趣旨

島田市の地域資源や地域特性を活かした「観光商品」の開発を新たに行う事業者に対して、その開発、商品化及びPRに要する費用の一部を補助することにより、島田市ならではの観光商品の開発を促進し、本市の魅力の発信につなげ、観光の振興を図る。

また、「観光商品」とは島田市の地域資源や地域特性を活用した商品または島田市の民間事業者等が実施する宿泊客の増加や観光消費額の拡大に資する計画的で継続性がある取組みを指す。

2 対象者

- ・ 市内に住所を有し、島田市の資源や特性を活かした観光商品の開発や商品化に意欲、熱意のある法人、個人または団体。
- ・ 市税をすべて納付していること。

3 補助対象事業

島田市の地域資源や地域特性を活かした観光商品を新たに開発し、商品化し、宣伝する事業を対象とする。なお、観光商品のうち既存の特産品を改良する場合は、原料、製造法等の商品自体の改良が加わり新たな商品化を行う事業を対象とする。

※ 宣伝に関する事業においては、展示会の開催及び出展は対象外とする。

※ 本補助金以外の補助金等の交付を国、県、市等から受けている場合は対象外とする。

4 事業期間、補助率及び限度額

- ・ 事業期間は、令和7年度内までとする。
- ・ 補助金の額は、補助対象経費の**2分の1以内**とし、**20万円を上限**とする。
(予算の範囲内)

注) 交付決定前に執行した経費は、補助対象外

5 申請から交付決定までの流れ(令和7年度)

① 事前相談

② **申請書類提出**

③ ヒアリング・書類審査

④ 審査委員会での審査

⑤ **交付決定**

⑥ 事業開始

⑦ 実績報告

※審査委員会での審査を経て交付の可否を判断する都合、交付決定までお時間をいただきますので、スケジュールに余裕をもってご準備ください。

- ⑧ 交付確定
- ⑨ 請求書提出
- ⑩ 補助金交付

6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、下記の別表に掲げるものとする。

補助対象経費	内容	備考
報償費	専門的知識を有する者の指導等を受けるための経費	
旅費	情報収集又は各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するための旅費（宿泊費、交通費等）	
消耗品費	事務用品、図書等の購入に係る経費	土産、飲食、娯楽、接待に関するものは除く。
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、写真等の印刷、コピー等に係る経費	
通信運搬費	郵便料、宅配便代等の経費	電話、FAX等の通信料は除く。
広告料	新聞、雑誌等での宣伝に係る経費	
手数料	商標登録、品質検査等に係る手数料	
委託料	パッケージ、ラベル等のデザイン製作等、専門的な各種事務又は事業の委託に係る経費	第三者への再委託は除く。
使用料及び賃借料	(1) 機械器具等の賃借に係る経費 (2) 会議室、会場等の使用料	不動産（土地、建物）に関する使用料は除く。
原材料費	主要原料、材料等の購入に係る経費	
備品購入費	試作品を製作するために必要な備品に係る経費	生産に使用する設備は除く。
その他経費	その他、理事長が特に必要と認める経費	

※ 事業実施期間内（申請年度内）に支出された経費を対象とする。

※ 賃借料の場合は申請年度分の額を対象とする。

※ 経常経費とみなされるものは対象としない。

※ 設備購入費、申請事業者の社員等の人件費及び旅費に関しては、対象外とする。

7 問い合わせ先

一般社団法人 島田市観光協会

〒428-0047 島田市金谷新町 14-8（かなや会館内）電話 0547-46-2844